

## 第2回東京都廃棄物審議会 災害廃棄物部会

### 速 記 録

日 時：平成28年12月16日（金）14:57～16:50

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

○藤井計画課長 定刻となりましたので、ただいまから、「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」第2回を開催させていただきます。

まず、審議の開始に先立ちまして、本日の御出席状況について御報告させていただきます。この部会の委員の総数は5名、本日御出席いただいている委員の数は4名でございますので、委員総数の過半数に達してございます。東京都廃棄物審議会運営要綱第7第8項に規定いたします定足数を満たしていることを、御報告させていただきます。

また、この部会につきましては、運営要綱第9第1項の規定に基づきまして、公開とさせていただきますことを御承知置きいただければと思います。

続きまして、本日、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

座席表の下に、A4版縦の議事次第、その下にA4版縦で資料1という「体制WGでの検討状況について」という資料がございます。

続きまして、資料2「処理WGでの検討状況について」という資料がございます。

その下に、資料3-1といたしまして「災害廃棄物処理実行計画について」という資料。

その下に、資料3-2「災害廃棄物処理計画の見直し、対策訓練、広域連携について」の1枚ペーパーでございます。

最後に、資料4でございます。こちら1枚ペーパーで「今後のスケジュールについて（案）」でございます。

その横に参考資料を一式置かせていただいているかと思います。参考資料1が、前回8月3日に開催いたしました第1回の部会の速記録でございます。

参考資料2-①は、WGです。処理WG（第1回）と体制WG（第1回）の両方を合同で開きました合同WGの議事の要旨でございます。

参考資料2-②は、10月20日に開催されました体制WG（第2回）の議事要旨でございます。

その次の参考資料2-③は、11月14日に開かれました体制WG（第3回）の議事要旨でございます。

参考資料2-④は、11月1日に開かれた処理WG（第2回）の議事要旨（案）でございます。

その下に資料3-①、この部会の委員の皆様方の名簿でございます。

その下は、参考資料3-②として体制WGの委員の方々の名簿。

その下、参考資料3-③、処理WGの委員の先生方の名簿。

その下、参考資料4「東京都廃棄物審議会運営要綱」、先ほど触れさせていただきました運営要綱でございます。

その下、参考資料5-①、体制WGの設置要綱でございます。

その下、参考資料5-②、処理WGの設置要綱になります。

その下でございます。参考資料6-①といたしまして、これは民間事業者の方へのアンケート・ヒアリング調査を行っている要旨でございます。

その下に、参考資料6-②がそのアンケートにご回答いただく調査票となっております。

このほか、委員の先生方には机上資料ということで、A4版のフラットファイルを置かせ

ていただいております。地域防災計画の抜粋等をファイルさせていただいております。

資料に不足はございませんでしょうか。

私どもの事務局から、環境局資源循環推進部長の谷上が、急遽所用がございまして、後ほど遅れて出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

これ以降の議事進行を杉山部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山部会長 皆様、こんにちは。師走に入りまして、何かとお忙しい毎日かと思いますが、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回は第1回でしたけれども、8月の暑い最中で暑い暑いと思っていたのですが、いつの間にか季節もめぐって随分寒くなっていました。その8月に開かれました第1回災害廃棄物部会では、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための計画づくりについて御審議をいただきました。災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方について、委員の皆様から大変活発な御意見を頂戴いたしました。

また、より実務的な内容について審議を行うために、「災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係るワーキンググループ」、通称「体制WG」です。それから、「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係るワーキンググループ」、こちらは「処理WG」と呼ばれておりますが、この2つのWGの設置を決定して、各WGで審議を進めてまいりました。各WGでは大変熱心に御議論いただいていると伺っております。この場をお借りしまして御礼申し上げたいと思います。

本日は、各WGの検討状況について御審議いただくとともに、災害廃棄物処理実行計画や災害廃棄物処理計画の見直し、対策訓練、広域連携について議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、これより本日の議事に入ります。

本日の議事は、議事次第に示されているとおりです。

初めに、議事（1）「体制WGでの検討状況について」をお願いしたいと思います。

体制WGの座長の高田委員、それから、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○高田委員 体制WGの座長を務めさせていただいております、高田です。

それでは、資料1に基づきまして、体制WGでの検討状況を御説明したいと思います。

体制WGは、処理WGとの合同WGも含めて、前回のこの部会からこれまでの間に3回部会を開かせていただいて、議論を進めさせていただいております。

この資料1の冒頭にありますように、設置目的としましては、非常災害時においても各関係者が災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うためにどういう体制をとればいいのかということについて、①としましては、それぞれの国、地方公共団体、事業者等の適切な役割分担の明確化ということがあります。②には、これらの各主体の協力・連携体制の構築でございます。

その右側に絵がありますけれども、具体的にはこの1ページの一番下の表にありますように、有識者として私と平山先生が入らせていただいて、民間の事業者、業界団体といい

ますか、廃棄物処理業者、建設業者、建物解体業者の関係団体の代表の方と、個別の処理主体となる自治体の区市町村、区部と多摩地区の自治体の代表、あるいは一部事務組合で廃棄物処理を行っているところがございますので、そちらの代表の方、それから、ちょっと立場を変えまして、環境省の関係者の方々、都からは防災部局と環境局の職員の方、これらが一堂に会して議論をさせていただきました。

検討の内容の概要が1ページ目の中央にございまして、主に議論させていただいたものが4つございます。

1つ目は、各主体の役割分担と連携ということで、災害が起きたときに先ほど申しましたように一義的には処理主体となるのは区市町村ということになりますけれども、大きな災害が起きた場合には、都の役割あるいは区市町村の複数のものに被害があったときには、それらが共同して処理を実施していくこともあるだろうということで、そういう共同組織の連携について議論を進めてまいりました。

2つ目に、各行政機関内の組織体制、受援体制でございまして、災害が起きたときにどういう中での役割分担というか、組織体制をとって、災害廃棄物処理に当たっていくかということ。大きな災害の場合は、当然その処理主体だけではなくて外側からの支援がありますので、有効にその支援の力を生かすためには、その力をうまく必要なところに振り分けていく受援体制といったものはどうあるべきか、ということを経験させていただいたということです。

3つ目には、都民への広報ということで、被災者であり排出者にもなります都民の方々に、この災害廃棄物処理についてうまく協力して円滑に進めていただくために、どういう広報をしていくべきか、ということについても議論させていただきました。

それから4つ目、これは処理WGの部分と重なるところですが、災害廃棄物処理の進め方ということで、災害廃棄物処理事業のロードマップの進行管理ということも、各主体が連携しながら進めていく必要があるということについても、議論をさせていただきました。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いします。

○藤井計画課長　事務局から、資料1の2ページ以降を僭越ながら私から検討状況の詳細について説明させていただきます。

先ほど高田体制WG座長からお話しいただきましたそれぞれの項目についての検討状況を整理させていただいているところがございますが、まず、2ページ目は「①各主体の役割分担及び連携」ということで、東京都と区市町村、更には民間団体、様々な団体がどのような役割分担のもとにかかわっていくのかということを経験しているところがございます。

資料の一番上のところですが、先ほど「過去の議論での前提」と書かせていただきました。WGで議論を進める上での前提事項ということで4点ばかり書かせていただきましたけれども、災害廃棄物は一般廃棄物ということなので、区市町村で一義的な処理責任を負うという中で、特別区地域と多摩地域、それぞれの地域で共同処理していくような体制を推進していくことを想定しましょう。また、災害時においても、平常時の処理体制をベースとした体制構築を推進していくことを想定いたしましょう。区市町村、これは2番目に申し上げた共同処理も含まれますけれども、処理が困難な場合には、東京都による支援

は、自治法による事務委託という関係も含めて支援が必要ではないかということです。

その下が、これまで議論いただいたことの主な内容と方向性でございます。非常災害に対して切れ目のない対応をするためには、災害規模に応じた実施体制の構築が必要だということでございまして、右下にちょうどイメージ図で「災害規模と災害廃棄物の処理実施体制」ということで書かせていただきました。

左側が小規模、真ん中が中規模、右側が大規模で、小中大と大きくなるに従って業務量も当然増えていく中で、小規模であれば局所的な地震や風水害などが想定されますけれども、局所的なものであれば基本的には当該被災地域である区市町村で自区内処理をするということでございます。

中規模になると、各区市町村をまたがって被災する状況を想定してございますけれども、そういうことであれば、区市町村のほかに、先ほど申し上げた特別区地域、多摩地域、それぞれで自治体の共同支援組織という形で立ち上げることが望ましいとして、その区市町村、共同組織、都が連携していく形でございます。下のほうに都の支援メニューが書かれてございますけれども、この段階になれば、都も職員を派遣したり、処理方針を策定したり、処理実行計画の策定、それぞれの区市町村の実行計画を策定することを支援したりという形になってくるかと考えてございます。

大規模になると、これはいわゆる震災レベルのものが想定されますけれども、区市町村、共同組織、それぞれがやってくれる範囲も広がるのですが、都としても一部、例えば、2次仮置場以降の広域的な処理の支援などが想定されると思いますが、事務受託をして処理することも考えられることと、その下にその他の内容を書かせていただきましたけれども、技術的支援とか、都外処理の調整、その辺を都がやることが考えられるということで図にまとめてみました。こういう図を中心に議論をされたところでございます。

本文に戻らせていただきますけれども、2番目は、今申し上げたように、特別区地域と多摩地域がそれぞれ自治体共同支援組織を設置して、地域内とか地域間の処理の推進が必要だということです。それと、こういった体制をきっちりと被災後につくるという意味では、平時から国や民間団体、事業者団体と連携を構築し、大学・研究機関の先生方とのネットワークということも必要ではないかということでございます。

その下には、「今後の課題」を書かせていただきました。区部、特別区地域においては、既に特別区でまとまって災害廃棄物、とりわけ災害廃棄物の処理についての検討が進んでいる中で、多摩地域において、今後、具体的な共同処理するための組織のあり方について検討していただかなければいけないということが課題としてございます。また、特別区と多摩、それぞれの共同組織がうまく相互応援できるような、何らかのそういった協議・調整していく場も考えなければならぬと考えてございます。今回は、どちらかという区部、多摩地域を中心とした地震の想定を中心に議論をしてございますけれども、島嶼部で発生した災害廃棄物について、何らかの別途の体制も考えないといけないということが課題として残されているところでございます。

3ページ目でございます。

「②行政機関内の組織体制、受援体制」です。

とりわけ今年度は、熊本地震がございまして、そうした熊本地震を含む過去の災害からの教訓を踏まえた議論という形で整理させていただきました。

過去の災害から得られた教訓のところでございますけれども、正確な情報収集のために、連絡体制を定めるに当たっては、情報の一元化ということをして混乱を防ぐことが必要ではないか。様々な情報が行き交うことが起こりがちなので、そういった面が必要ではないかということと、あとは被災自治体の担当との連絡を確保するために、都道府県の中で連絡調整の担当、誰が区市町村との窓口をするのかという担当についての検討が必要ではないか。それと、熊本でも様々な支援が他地域からあったところでございますけれども、その支援を受ける受援体制をあらかじめ検討しておくことが必要ではないかということが教訓として挙げられるかと思っております。

そこで、WGの中で議論いただきましたのは、円滑な処理のためには、情報の一元化という話も踏まえると、統一的な組織を行政機関の中でつくり、それを、都、区市町村を問わず、全ての機関で統一的な組織にすることで連携体制もわかりやすくなるのではないかと、ここで例示として班編成を、仮称でございますけれども、「処理実行本部」という名前のもと「総務班」、「資源管理班」、「処理班」、「受援班」という4つの班を設置して、それぞれが連絡調整をするという体制を考えてはどうかということでございます。こちらは、災害対策本部のもとに、現在、東京都のマニュアルでは災害対策本部のもとに「がれき処理部会」を置く形になってございますが、それをがれきだけにとらわれず、し尿やその他のごみを含めて「処理実行本部」という形で考えておるところでございますけれども、災害対策本部が必ずしも設置されない局地的な災害であっても、こういった臨時組織は有効ではないかという議論があったところでございます。受援の体制については、都の受援班が他県と調整して、また、その区市町村との受援班の中でこういった支援の窓口、声がかかってくるのかということ、都から区市町村に円滑に連絡をするような体制が効果的ではないかという意見をいただいたところです。

WGの中で議論いただいて、課題が浮き彫りになってきたことを下に書かせていただきましたけれども、これは都庁内部の問題でございます。私どもの方のBCPを今後見直していく中で、処理実行本部をどうやって立ち上げていくのかという必要な検討が要ということ。各4つの班と担当が主導して、いわゆる総務班のところの総合調整担当だけに負担が来るのではなくて、それぞれ各班が都と区市町村の連絡調整をしながら業務を進めていくことが必要で、そういった流れになるような体制づくりが必要だということです。また、各班で所掌する目標や業務ということをより明確にして、漏れがないようにすることが必要ではないか。また、受援体制については、東京都全体として、区市町村と東京都がどのように受けるのかという、より細かいところの整理が要るのではないか。円滑に受援体制を構築するためには、支援に入った人材が速やかに業務着手できるように、あらかじめ業務の標準化とかマニュアル化をしていく必要があるのではないかという御意見をいただいたところでございます。

めくっていただきまして、4ページ目が「③都民への広報」ということでございます。ここは②と同様に過去の災害からの教訓でございますけれども、災害廃棄物の円滑な処理を阻害した事例ということで4つ書かせていただきました。一部地域では住民の方への分別ルールなどの周知がされないということで、住民の方が自ら仮置場に搬入して、必ずしもそこで分別ができなかったということ。ダイオキシン類の発生とか有害物質の拡散という問題、野焼きが実際に行われたということが阪神・淡路大震災の時にはあったというこ

とです。仮置場に、災害に起因しない家電製品はいわゆる便乗ごみという言われ方もされてございますけれども、そういう不法投棄があったということ。東日本大震災の時には、放射能の影響がない災害廃棄物についても、そういったものに懸念を持つ住民の方の反対から、広域的な処理が円滑に進まなかったということで、いずれもこういう事例はしっかりとした広報をしなければならない事例ということで、書いてございます。

WGで御議論いただいた内容でございますけれども、災害廃棄物処理について、行政だけの取組、いわゆる「公助」だけでは限界で、改めて「自助」、「共助」、「公助」の重要性、このバランスということを都民の方に訴えかけていくことが必要ではないか。これはまさに気を付けなければならないことですが、とにかく行政の広報というと、あれをすべきだ、これをしてはいけないとなりがちなので、都民の方は被災者でもあって排出者でもあるのだという視点で、わかりやすくかつその被災の状況に配慮した広報をしなければならないということが重要ではないかという御指摘をいただいたところです。災害時の便乗ごみとか不法投棄などについては、平常時からこういったものを災害廃棄物として処理をしなければならないかということを、日頃から知識普及の広報をしていかなければならないということでございます。行政としては、発災後にどういった広報をすると効果的なのかということを、平常時からやはり考えておかなければならないということが、議論としてのスタートだということでございます。

課題として残されてございましたのは、被災者でもあり排出者でもある都民の方にできる限り分別を徹底していただくにはどういった取組が求められるのかということ、処理の進捗状況がわかるような表現をして、こういう処理がされているので、こういう協力をいただきたいという書き方をしなければならないということで、例えば、発災後1カ月後にこういう処理がなされて災害廃棄物の処理はこうで、木くずとコンクリートがらはこういった形で処理されるので、このように分けてくださいということをわかりやすく示すような配慮が要るのではないかと。NPO・ボランティアは、東日本大震災の時にかなり仮置場にボランティアの方に入っていたということもあります。実際、これは災害の規模にもよるのですが、かなり危険なところにボランティアの方に行っていたこと、周知困難なところもあるかもしれません。そういった中で、ボランティアの方にこういったところを御協力いただくのかということも、広報でわかりやすく示さなければならないということで、その点もある程度考えておかなければならない課題ではないかということで書かせていただいております。

最後、5ページでございます。

「④災害廃棄物処理の進め方」というタイトルで、過去の教訓からは、円滑な処理には、全体像、現在、どのような処理体制になって、どこにボトルネックがあるのかということ、を把握することが必要であるということです。なかなかこれができずに場当たりの対応になりがちなので、しっかりと押さえなければならないことと、事前に発災後にどういった事項が必要なのかということを確認・整理しておくことが必要ではないかということが、過去の教訓から浮かび上がっているところでございます。

WGとしては、災害廃棄物処理のそれぞれの段階で実施すべき業務と時期の目標について、ロードマップという形で検討してきているところでございます。実際に災害廃棄物処理を進めている際には、その処理の進行状況の管理と業務、こういった進行状況だからこ

ういった業務が必要になるという、進行管理と業務管理が一体となるような配慮が要るのではないかとということでございます。

課題としては、進行管理をすべき具体的な項目について、今後、より深めた議論が必要ではないかとということでございます。

簡単ながら、WGで今回御議論いただいたことを、課題も含めてでございますけれども、紹介させていただきました。

なお、若干補足させていただきますと、実は資料1の2ページ目になりますけれども、体制WGの中では、この図のイメージのところに「コントロールタワー」という表現をさせていただきました。規模に応じて、コントロールタワーとなるべく、主体が誰なのかという議論が必要ではないかとさせていただきました。

この辺はまだWGでもう少し突っ込んだ議論をしていただく必要があると思ってございまして、「コントロールタワー」と私ども事務局の資料で勝手に書いてしまったので、今回そこは削除して出ささせていただいておりますけれども、こういったものがそれぞれの場面において必要なのか。いわゆるコントロールタワーと一言で言ってしまったのですけれども、進行管理を誰がどういった形でやって、どういう指示を出すのかという仕組みの問題だと思いますので、そこについては、もう少しWGで御議論いただいた方がいいのではないかと、僭越ながらそのようなことを感じているところでございます。

3ページ目の処理実行本部（仮称）でございます。これについては、私どもでもこういった形の組織案のイメージを出させていただいておりますけれども、私どもは災害対策本部の立上げについては、災害対策本部に関する条例や条例規則が根拠規定でございます。その根拠規定との整合という点での整理が事務的にもできていないところがありますので、その辺りを再度WGで御議論いただく必要があるかと考えてございます。

補足も含めまして、事務局から説明させていただきました。御審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山部会長　ありがとうございました。

体制WGでの検討状況について御説明いただきました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問などがありましたら挙手をお願いしたいと思います。御指名させていただきます。

いかがでしょうか。今、コントロールタワーということでお話もありましたけれども、高田委員、そのあたりはWGの中でどんな状況なのかということをも、もし何かございましたら、もう少し教えていただきたいと思います。

○高田委員　「コントロールタワー」という言葉は横文字の言葉なので、なるほどと何となくイメージでみんなが思うのですけれども、災害廃棄物を処理しなければいけないときに、その調整機能としてコントロールする、制御するという場合と、ある権限を指示するとか命令をするとか、これはあなたがいつまでにこれをやってくださいという部分等が包含されて、この「コントロールタワー」という言葉の中に入っています。ところが、実際には役所の仕事ということになると、誰がどの権限でやっているのかと。これはそういう権限という話ではなくて、調整ということで順番的にこちらを先にお願いしますという、お願いとか調整でやるべきことという話がどうも混在して、イメージとして全体でコントロールタワーが必要だねとなっており、それでは、誰がやるのかみたいな



形になると思うのですが、そのところをもう少し明確化しておかないと混乱を招くというか、何の権限があってあなたはそういう指示を出しているのかみたいな話にもなりかねませんので、そのところの部分が若干まだ議論の部分が明確化されていないというか、この3回のWGの中でそこまで消化し切れていない部分があるということもありますので、次回、もう1回WGを開く機会もありますので、そのあたりのことについても、都とも意見交換を交えながら、またWGの委員も含めて議論して、もう少し煮詰めて、いざというときに混乱がないようにした方がいいのかなと、今はそういう考えでおります。

○杉山部会長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員　ページでいうと3枚目になるかと思うのですが、ちょうど体制の話で全ての行政機関という、赤字になっている真ん中あたりですけれども、統一的な組織とするという形で、この内容について、システムとして非常にいいのではないかと感じてはいるのですけれども、例えば、東京都のように大規模組織と、また、東京都内の区市町村でかなりの規模の差がございまして、多摩地域などの少し小規模の人口規模の自治体があって、その自治体の人員体制を踏まえると、通常の廃棄物とか、もしくは資源循環系の部署にいらっしゃるスタッフが数名しかいない。数名というか、もう少しいますけれども、そういう場合において、班で1人は資源管理担当だということはできるかと思うのですが、窓口としては1人しかなくてという段階になってくると、3層でやられるというあたり、何かWGの中で少し議論などがあつたら御紹介いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○杉山部会長　高田委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○高田委員　確かに宮脇先生がおっしゃるように自治体規模の差は多分あるだろうと思うのですけれども、基本的には、こういう役割、災害廃棄物処理の義務を基礎的自治体が負う限りは、やらなければいけない業務の種類としてはやはりこれだけありますよということは厳然とした事実なので、確かに人数が少ないところでは、この班分けにはなっているのですけれども、この班を、あるときは1人の人間が頭を切りかえて兼務するという形にもならざるを得ないかと思うのですけれども、業務としてはこれだけあって、それを切り分けた上で、各主体、都も主体であって、共同支援組織、単一の区市町村というものについても、どの立場、どの役割で、どこに、要するに、縦の部分、行政機関同士で連絡する部分でも整理をしておく。それが統一した形でこのように整理しておいた方が、円滑に連絡調整ができるのではないかという、基本的にはそういう形で整理しております。それで、これについては、今、御指摘いただきました、皆さん、議論に入っていた自治体の方々も当然そういうことは思いにはあると思うのですけれども、特にこれではできないという異論はありませんでしたので、この形を基本にして進めていくという形の流れの議論には、今はなっているかなという状況でございます。

○宮脇委員　ありがとうございます。

区市町村が基本的には一義的に処理責任があるという表記もあったので、当然、現場ではここに書かれていることは全部やらなければならないというのは重々わかっているのですが、何かこういう仕組みをつくったときに、人数が少ないときにも適宜対応できるような体制

にされてくださいみたいなことが、最終的には都から御連絡がいけばいいかとは思っております。

ありがとうございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかにございませんか。

どうぞ、平山委員。お願いいたします。

○平山委員 今の関連の検討をもう一点発言させていただきたいと思いますが、このコントロールタワーといったものではなく、実際に非常に重要なものとして、災害時に東京都がやるべきこととすると、一番は調整だと思っています。つまり、区市町村との調整、被災区市町村と支援区市町村との調整であるとか、外部の関係団体、他道府県との連絡調整であるとか、そういったところがやはり東京都が一番担わないといけないところだと思いますし、一方、そこでリーダーシップを発揮しないといけないと考えています。

ですので、先ほど高田体制WG座長がおっしゃったとおり、WGの中でもコントロールというので全てを東京都が責任を持ってやるというのではなくて、調整をしっかりやる。そういう機能をこの体制の中では作っていく必要があるのではないのかという議論をしていますので、ぜひそういう調整であるとか、横文字になってしまいますが、コーディネーターといいますか、コーディネーターの機能をこのWGの中でもしっかり議論は進めていきたいと考えています。

その中で、先ほどの宮脇委員に関連することなのですが、WGの中でも少し議論があったのですが、東京都が単に被災区市町村にリエゾンとして職員を派遣するであるとか、そういった体制もあわせて検討しないといけないのではないかと。

一方で、都庁で派遣すると、東京都で職員がいなくなった場合には、例えば、環境省の関東地方環境事務所であるとか、そういったところからのリエゾンを受け入れるであるとか、そういった部分で3ページ目の受援班であるとか、資源管理班に関しても、実際に当該の区市町村の職員でないとできないこと以外も業務としてはあると思いますので、そういったことをしっかりと検討しないといけないのではないのかという議論は、進めさせていただいているところです。それが今の調整機能あるいはコントロールタワーに関連するところになります。

2点目なのですが、また別の4ページ目になるのですが、これはぜひ今後検討いただきたいと思っはいるのですが、やはり都民への広報という観点でいきますと、今回の熊本地震等を見ましても、災害廃棄物の処理といったものと復旧・復興、特に復興です。地域の復興あるいは東京都内の復興とは非常に密接に関わりがあると感じています。そういう意味からしますと、平常時から減量といったことをしっかりと考えないといけない。

例えば、地震であれば耐震補強であるとか、建替えであるとか、そういったものをしっかり進めていくことによって、災害廃棄物の発生量も減りますし、その後の復旧・復興への時間的なものも、軽減できるという点もこの災害廃棄物処理計画の議論の中では非常に重要ではないのか。

例えばですけれども、今回の熊本地震ですが、熊本の場合は震度7を2回記録しました。一方で、災害規模で見ますと、阪神・淡路大震災とマグニチュードは7.3ということで、あ

るいは直下型ということではほぼ同じような災害規模だったのですが、今回は、人的被害は神戸に比べると100分の1になっていますし、建物の被害も10分の1になっています。

都市の規模で考えますと、阪神・淡路は影響人口が大体260万人ぐらいが影響しています。今回の熊本ですと、大体80万から100万人が影響しています。ですので、都市の人口密度とか規模でいくと、阪神・淡路の3分の1だったのです。それでいきますと、阪神・淡路は10万棟が全壊しましたがけれども、3分の1だと3万棟になるわけです。でも、今回の熊本は1万棟弱になっています。その更に3分の1は何かというと、やはりこの阪神・淡路以降の20年間で住宅の建替えが進んだことによって、災害廃棄物の発生量が減っているということがありますので、ぜひ都民への広報の中にはそういったところを入れておいていただきたい。

一方で、それはこの環境局だけでできるかということそれはできませんので、そこは危機管理部局であるとか、あるいは都の都市計画部局であるとか、そういったところと連携を図りながら進めるといったことを、特に4ページ目の都民への広報の中には付け加えていただければありがたいと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今の広報のお話ですけども、何か事務局からそれに対して付け加えていただくことはありますでしょうか。

○藤井計画課長 御指摘いただいているところでございます。耐震化の必要性は、東京都でも別の部局が広報しているところでございます。うまくタイアップしてやっていかなければならないかと思っています。計画の中でどう書いていくのかというところはまだ若干議論が要るかと思いますが、都のほかの施策とリンクしてしっかりとやっといきたいと思っています。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、先ほどから、色々御意見もいただいておりますコントロールタワーについては、引き続きWGの中で御議論いただくということでよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

引き続きまして、議事（2）「処理WGでの検討状況について」に入ってまいりたいと思います。

本日は、処理WG座長の遠藤委員が御欠席でいらっしゃいますので、処理WG座長代理ということで、平山委員から御説明をお願いしたいと思います。

○平山委員 わかりました。

先ほど部会長からありましたが、本日、残念ながらWG座長の遠藤委員が御欠席ですので、私、座長代理から報告させていただきます。

資料2にございますが、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討にかかわるWGです。

まず、設置目的と書いてありますけれども、非常災害時において、都民の生活環境を保全しつつ、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため、①都内での災害廃棄物の発生量・処理可能量、あるいは総量の把握、②仮置場の設置及び運営、③災害廃棄物の収集、運搬、

処分及び再生について検討する目的で、このWGは設置させていただいておるところでございます。

このWGにおきましては、発災から仮置場の現状復旧までの処理期間を3年と設定したケーススタディを行いながら議論を進めてきたところでございます。資料に示されているとおりですけれども、これまでのところ議論された主な内容は、4つございます。私からは概要のみ紹介をさせていただきまして、後ほど事務局から詳細については御説明をお願いできればと思っています。

1つ目ですけれども、まず、災害廃棄物の発生量・要処理量・処理可能量の推計方法についてですが、その方法を示すとともに、東京都での災害廃棄物発生量が最大と想定されています東京湾北部地震について、これを対象に試算を行ってきているところでございます。

2つ目の仮置場の点ですけれども、仮置場のピークの時から仮置場の必要面積を推定する方法でありますとか、あるいは仮置場の設置・運営に関連する基本的な考え方等の仮置場の確保や整備について議論を行ってきているところです。

3つ目になりますけれども、災害廃棄物の処理方針あるいは処理フローについてですが、基本方針に基づいてこういった処理方針になるかとか、あるいは災害廃棄物の処理フローを検討していくのかについて、議論を行ってきています。

4つ目ですけれども、災害廃棄物処理の進め方に関連してですが、災害廃棄物処理事業のロードマップでありますとか、あるいは進行管理等の処理の進め方について議論を行ってきているところです。

今後ですけれども、1月にこのWGに関して第3回の開催を予定しております。本部会での検討事項でありますとか、あるいはこれまでのWG等で挙げられた課題等を踏まえて、また議論はまとめていきたいと考えているところでございます。

検討の中身の4点に関しては、これ以降は事務局から詳細な御説明をお願いできればと思います。

○藤井計画課長　ありがとうございます。

僭越ながら、私から資料2の2ページ以降について説明させていただきたいと思います。

まず、今、平山委員からお話しいただきました、最初の1点目でございます。「①災害廃棄物の発生量・要処理量・処理可能量」についてでございます。

ここにつきましては、まず、「背景や教訓」と書かせていただきましたけれども、広域処理とか仮設の焼却炉、阪神・淡路大震災とか東日本大震災のときに仮設の廃棄物施設が設置されましたけれども、そういったものの検討のために、都内にどの程度既存の施設があるのかという余力の把握が必要ではないかという背景がございます。焼却と破碎の両方の把握が必要ということでございます。

WGでの主な議論と方向性でございます。まずは、先ほど平山委員からも報告いただきました東京湾北部地震を対象として災害廃棄物の種類別の発生量・要処理量を推計したということで、その下の表に付けてございます。区部と多摩、それぞれ合計いたしまして、都内合計では4,287万トンというかなり膨大な量がこの東京湾北部地震を想定すると出てくるということでございます。

これに対して、都内の廃棄物処理施設の処理の可能量を試算したものがその下でござい

まして、仮に2年間で焼却処理をすると、2年間で現行の都内での廃棄物処理施設での焼却可能量は134万トンということでございます。

破碎の処理施設については、これは実は実績ではないのですが、破碎施設の許可を行っている中での処理能力量ということなので、多少増減する可能性はございますけれども、2年間で最大約3,000万トンという処理量があるということでございます。いずれにしても、なかなか想定の中では災害廃棄物の発生量に対する処理は十分ではない状況でございます。

こうした中、今後の課題ということで下に書かせていただきましたが、このほかに、自動車や家電等、こういったものについて、比較的この倒壊した家屋の解体廃棄物よりも先に出てくるもの、この辺りの想定等も当然しなければならないことが1点目。2点目といたしましては、先ほど申し上げた民間の破碎処理施設の処理可能量については、許可品目とか処理の実績、実際に許可証上はこうなっているけれども、こういった品質のものであれば処理可能なのかといったところの追加検討が要るのではないかとということでございます。3点目は、災害時における民間施設の廃棄物受け入れ量を早期に把握し、処理可能量を見直すと書きましたけれども、いわゆる行政の公費で解体する部分以外、民間の方が独自に処理するものについて、民間の処理施設で処理する可能性もございますので、その公費解体分と民間分とのバランスという問題が出てきます。どの程度余力があるのかということの配慮が要るのではないかと思います。平常時からの民間施設の処理可能量の把握のために、業界団体との連携の検討が必要だということで、先ほど資料紹介のときにアンケート調査をしますということで御紹介させていただきました。ああいった形で、ある程度民間団体から情報をいただきつつ把握する必要があるのではないかと思います。「発災後の時系列に応じた処理進捗情報の見える化」と書きましたけれども、先ほど触れさせていただきましたけれども、例えば、自動車とか廃家電とかというあたりは、比較的災害の当初に出てくるもので、その後、家屋解体が進む中でこういった廃棄物がどういう順序で出てくるのかということも時系列に応じた見える化が必要ではないかと思います。また、今回は海溝型の東京湾北部地震というものを想定していますけれども、区部直下、多摩直下、それぞれ地震の想定はございます。多摩直下地震に対する検討等も要るのではないかとということでございます。

3ページにまいります。

「②仮置場の確保・整備」でございます。

これについては、背景としては、これまでの震災と比較して、東京都内はかなり宅地が密集していて、仮置場というものをなかなか広大な敷地を確保するのが困難な状況にある。事前に仮置場の想定を検討しておく必要があるが、実際にどの程度の面積の仮置場が必要になるかという整理も必要ではないか。特に仮置場の中では、初動時において分別を決定する。当初、なかなか熊本地震の時はこの辺りが適切でなかったため、初動時のことを書かせていただきましたけれども、分別の徹底が必要ではないかという背景がございます。

今回の議論では、その下でございます。仮にケーススタディとして3年ということになれば、下の表で書きましたけれども、発災から3年までに一連の廃棄物をきれいに撤去するというのであれば、仮置場の現状復旧をする期間も考慮すると、2年半までで仮置場の機能は全て終えなければならないという中で、仮置場の面積を算定するのは非常に困難な中での検討が必要ではないかということで、こういう表で示させていただいておるとこ

ろでございます。2点目は赤字で書かせていただきましたけれども、仮置場での搬入は、例えば、2次仮置場であれば、発災から半年後から2年間使うという想定でございますけれども、ずっと仮置きし続けるということではなくて、搬入・搬出をどのように円滑に進めるかというところでも必要な面積は変わってくるかもしれないということで、そういった基本的な考え方もあるのではないかとということでございます。初動対応期、応急対策期、それぞれどういった仮置場の設置・運営方法が必要なのかということも検討を進めていくということでございます。

ここについてはかなり課題が多く残されてございまして、仮置場の設置の考え方として、例えば、搬入経路がどうなのか、道路状況がどうなっているのかというあたりを選定条件として考える必要があるのではないかとということ。冒頭の一番上にも書かせていただきましたけれども、仮置場は東京都内ではかなり不足することが想定されることから、都庁内の各部局とも連携を図って、こういった区市町村任せにするだけではなくて、都側からも空き地情報や情報の管理などについての検討も必要ではないかということです。また、災害復興の資材についてです。復興資材の保管場所についても併せて検討が要るのではないかと、仮置場の分別の考え方が引き続き検討が必要ではないか。区市町村域を越えた仮置場の共同設置、こちら辺は共同組織をつくるという話との関係もございましてけれども、そういった議論も必要ではないか。更には、搬入から搬出までのサイクル、ちょっと先ほど触れさせていただきましたが、搬入、搬出をうまくコントロールすることによって、仮置場の運用を効率化するという検討ももう少し踏み込みが必要ではないかということでございます。

4ページ目に行かせていただきます。

今の仮置場の話も含めまして、災害廃棄物全体の処理フローを中央に示させていただいてございますけれども、処理方針と処理フローについての議論でございます。

背景といたしましては、災害時にはかなり多くの業務が乱立する中、優先順位付けが非常に重要だということでございます。特に腐敗性の廃棄物の扱いについては、早期・優先的な処理が必要となってくる。有害廃棄物についての取扱いについても配慮が必要ということです。

主な議論としては、災害廃棄物の発生量・要処理量、都内での処理可能量という先ほどの試算がございましてけれども、これを実際に起きた震災に当てはめ、1カ月後に基本方針に基づいて処理方針を作っていくという形が必要ではないかということです。処理方針には、先ほど申し上げた腐敗性の取扱いとか、あとは復興との関係での処理の優先地域などを考慮した優先順位を付け、処理期間、再資源化をどうやっていくのか。どの程度、分別や処理を徹底するのかといったことを明記していく必要があるのではないかとということです。被災家屋の分別解体とか、仮置場での粗分別、破碎、選別を行って、できるだけ再資源化を推進するという形で進めていかなければならないという意味で、その下に処理フローを掲げさせていただいてございますけれども、極力処理・処分先としては、セメント原料も含む再資源化を目指していくという形での体制を想定していかなければならないという御意見をいただいております。

課題として残されてございますが、こういったインフラ、家屋解体のフローでございますので、自動車や廃家電とか、その他、有害ごみ、生活ごみ、し尿などの個別の処理フロ

一も今後検討が必要ではないかということです。有害ごみ、有害廃棄物については、庁内の他の部局とも調整して、できる限り事前の整理が要るのではないかということです。その下に書きました飛散性のアスベストなどがまさにそうなので、事前にわかっていればあらかじめ回収の検討も必要ではないかということと、それ以外の処理困難物についても、通常の廃棄物と混合状態にならないような留意が必要ではないかと思います。それと、地下被災物です。これは特に東京の場合は地下が発達しているところもございます。ここについて、実際、公費解体の対象にならなかったという事例も、阪神・淡路大震災の時はございますが、その辺の考え方についての整理も、引き続き残されているのではないかと思います。

最後に、5ページでございます。

「④災害廃棄物処理の進め方」ということです。

こちらについても、全体像の把握が必要、事前に発災後に必要な事項を確認・整理が必要と、先ほどの体制WGの教訓と同一でございます。

とりわけ、今後の課題のところに書かせていただきました、実施すべき業務の状況や把握の方法についてマニュアル等に記載することが重要であり、現在の被害想定で言えば、2年間で4,000万トンという処理が必要だという中での具体的な検討が必要ではないかということでございます。

簡単でございますが、処理WGでのこれまで議論いただいたことと残された課題について紹介させていただきました。

(谷上資源循環推進部長 入室)

○杉山部会長 ありがとうございます。ただいま処理WGでの検討状況について御説明をいただきました。

委員の皆様から、御意見、御質問がございましたら、挙手いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 仮置場のピークの容量という表記が少し出ていたのですが、実際には、仮置場のピークは、結局、仮置場への入り等でのバランスで、最終的にピークがいろいろな時期があって出てくると思うのですが、現段階で、例えば、個人で持ち込む方と、がれきを処理するような業者さんが持ち込む、自宅の部分を公費で解体後に持ち込むということで、やはり持ち込む速度も大きく違うような感覚を受けるのですが、そのあたりも考えた上でピークは比較的簡単に出るのかどうかというところは、私自身はよくわかっていないところがあるので、もしWG等でそのようなところについて何か検討とか御意見とかがあれば、御紹介いただけるとありがたいと感じています。

○杉山部会長 ありがとうございます。

これについては、平山委員にお伺いするのがよろしいでしょうか。事務局にお伺いするのがよろしいでしょうか。

○藤井計画課長 すみません。なかなか事務局からも適切な検討資料でお出しできていないところがありますので、私から補足させていただきますと、今、宮脇委員がおっしゃった、いわゆる自治体側がコントロールするものと住民の方が持ち込む部分のバランスの問題が、御指摘のとおり、まずはあるのかなと思ってございます。これは阪神・淡路大震災

のときにも結構こういった課題について、私の記憶ではいろいろ行政職員さんが苦勞されたという話も、高田先生からも意見を伺ったりしているのですが、行政が適切に災害廃棄物を迅速かつ円滑に適正に処理するには、極力行政がコントロールした方が良いということで、住民の方が持ち込む部分については、例外的に認めるという形での運用にならざるを得ないのかなと考えております。

ただ、実際に行政を待っていると、この3年で処理するというケースの中で、2年経過しないと解体の対象にならないという事を住民の方が待てるかどうかという問題もありますので、救済措置として、何らかの公費の対象とはしつつも、行政のものよりも優先的に住民の方の受け付けをせざるを得ない状況が出てくる可能性はあるかと思います。そこは例外的に扱うべきなのではないかとは思っていますが、この辺りの御意見は、まだWGで十分にこちらからも資料をお出しできていないので、いただいていないところでございます。

あくまでも行政がコントロールしていくという中で、うまく仮置場の、これはWGの中でも御議論いただいていますけれども、搬入・搬出をコントロールすることで発注をどんどんかけていく。逆に、今の熊本の状況では、なかなか仮置場の確保の方が後手に回ってしまってなかなか発注がいかないということになっていますので、そのボトルネックにならないように仮置場をコントロールすることが大事なのかなと。

すみません。お答えになっているかどうかですけれども。

○宮脇委員 十分だと思います。

都内ですと破砕施設などもかなりたくさんあって、可能量だとは思いますが、年間当たりの処理トン数が出ているのですけれども、実際に大規模災害の場合には、処理施設はまだ稼働して処理できる状態でも、例えば、道路事情とか交通の状況とかによってかなり差が出るような気がしているので、これから多分ピークとかを設定されていくのだと思うのですが、その場合に、少し交通の部分なども考えた上で、何パターンか、こういう状態だったらこのぐらいという想定を置かれてみてはどうか。それも簡単にはいかないのかもしれないですが。

あと、処理施設自体が被災する割合もなかなか簡単には出てこないと思いますので、これも少し割合を変えてピークになる量が最大どのくらいとか、それほど規模が大きい災害ならこのくらいなど、そういうものがあるといいと感じました。

どうもありがとうございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 私からも2点ほどございまして、2ページ目のところ、先ほど宮脇委員からも御指摘があった部分と関連するのですけれども、最大の処理可能量が算出されているときには、多分処理施設は基本的には生き延びているというスタイルでの現状の容量の余力から算出されているということが前提だと思うのですけれども、こういう被災があって、現有の処理施設の処理能力が現実的に生かせるのかどうなのかということ。公的な施設ですと、耐震化の度合い、設置年月とか、そういうものである程度は考えられるかなと。民間の処理施設さんなどにもアンケートもとられているようですけれども、そういったもの



の中でも、より現実的に処理可能で生き延びられる施設と、余り見込みを持たない方がいいような施設を少し見極めて、ちょっとシビア目に見られる必要があるのかなとは、この資料を見ながら感じております。

次の点なのですけれども、3ページ目の仮置場のところなのですけれども、ここでは用いられていない理由を御説明いただければと思うのですけれども、一般的に災害廃棄物の仮置場は、よく1次仮置場、2次仮置場とかという表現をされると思います。これは必ずしもきっちりした定義を環境省さんの指針の中でも置いておられる形ではなくて、かなり便宜的に使われている用語だとは思いますが、今回の仮置場の必要面積とかを検討されるときに、その処理主体である区市町村が確保すべきというものと、共同処理なり何なりをするときには、当然それを集約するような、概念的にいうとよく2次仮置場という言葉で使われるような大きいものを確保するという部分も出てくると思うのですけれども、今回のWGの検討ではその辺は念頭に置いて検討されたのか。それとも、基本的には発生、要処理量に対して、どれぐらいの面積が必要だということに割り切って検討されたのか。そのあたりのことをちょっと教えていただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございました。

今の御質問については、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○藤井計画課長　今、2点いただきました。

施設の耐震化の問題などはある程度シビアに見なければならないという御指摘は、十分踏まえて考えなければならないと思ってございます。実際、これは数字を仮に出しているという前提のもとでWGにて御議論いただいているのですけれども、施設の被災もそうですし、どの程度の性状の災害廃棄物が処理できるのかというところもかかわってくるので、実際、最大級これぐらいの余力があるという中で、それは施設を持っている事業者の方と意見交換しながら、こういったものは入れるということを、これは個別にやっていかなければならない問題かと思ってございます。

仮置場の話については、私の説明が不十分だったかもしれませんけれども、この3ページのところには、1次仮置場、2次仮置場と2つに分けて整理をして、小さい字で恐縮でございまして。1次、2次と分ける前提でWGの中では御議論いただいております。とりわけ1次仮置場というのは、とにかく廃棄物をその生活環境からできる限り早く除去するという意味で、できるだけ多くの箇所にコンパクトなものであっても入れるという意味で、とにかく早く発災直後から用意するという意味での1次仮置場は必要ではないかと思ってございます。

そういった意味で、2次仮置場は、まず、集めたものをしっかりと分別した中で、再資源化に持っていく形にするというところの、ある程度の広さのあるものを想定してございまして、そういったものをしっかりとつくるには、ちゃんと計画的に施設を置くことを含めてやらなければならないということで、半年ぐらいその準備にかかるのではないかという想定のもと、書かせていただいたところです。

このように1次、2次という構えではありますけれども、当然2次仮置場の近くにあれば2次仮置場に直接入れることもありますし、解体時にきっちり分別ができているということであれば、2次仮置場に入れることも想定としてはあるかもしれませんけれども、一

応その２段構え、１次、２次というこれまでの考え方に沿って整理をしたいと思ってございます。

○杉山部会長　ありがとうございます。

高田委員、それでよろしゅうございますか。

○高田委員　いいです。

○杉山部会長　平山委員、どうぞ。

○平山委員　今の事務局からのものに対するフォローではないのですが、一方で、WGの中でも議論をしている中ですので、まだ私個人の意見のレベルにすぎないのですが、しっかりと数字を踏まえながら具体的にどのように災害廃棄物のフローをつくっていくのか、そのために仮置場をどうやって確保するのか、あるいはそれをつくるために量あるいは要処理量はどうやって把握するのかといったことを具体的に検討することはやはり必要なのですが、計画の中でこうやりますよというのは、ある意味、書くべきではないとまでは言いませんけれども、本当に想定した災害どおりに起こるかというやはりそうではないので、そういった検討を進めながら、いざ起こったときにそういった情報をどうやって集めていくのかといったことを、しっかりとこの計画の中ではまとめていった方がいいのではないかと。

例えば、仮置場あるいは処理場の状況に関しても、どこの処理場が、道路のアクセスとかも含めて、どれだけこの災害では使えるのか、受け入れることができるのか、あるいは仮置場に関しても、リストがあったときに、今回の災害の場合にはどこが使えるようになるのか、そのときのアクセスはどうか、そういったものをしっかりと都がリードしながら、あるいは調整もしながら、区市町村と一緒にそういったことをしっかりと災害時に設計していける、そういった手法をこの処理計画の中では書いておくべきではないかということも議論しています。

ですので、処理計画の中でこうやりますではなくて、そのような具体的なものを議論あるいは検討できるためのいろいろな要素であるとか、方法、つまり、検討の具体的な方法を検討した方がいいのではないかと。

一方で数字がないとそこの検討もできませんので、WGの中では一例あるいはケーススタディとして進めていきたいと思いますという形で進めている状況だと御理解いただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、また引き続きWGでの御議論をよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（３）に入らせていただきます。「災害廃棄物部会の主な議題について」に移りたいと思います。

「災害廃棄物処理実行計画について」、「災害廃棄物処理計画の見直し、対策訓練、広域連携について」、事務局から続けて御説明をお願いいたします。

○藤井計画課長　まず、資料３－１からご覧いただければと思います。「災害廃棄物処理実行計画について」でございます。

１枚目は、その災害廃棄物処理実行計画の位置付けを図示してございます。これは合同

WGのときに出させていただいたものを一部加筆したものでございます。

まず、今回、この部会で審議いただいています東京都災害廃棄物処理計画は平常時に策定するものでございますけれども、これで大規模災害が発生した場合に策定するものが東京都災害廃棄物処理実行計画でございます。

東京都と同様に区市町村でも災害廃棄物の処理計画を平常時に作っていただき、大規模災害が起きた場合には災害廃棄物処理実行計画というものを策定していただくということです。

その前段としては、国で災害廃棄物の処理指針がまとめられるので、その処理指針も踏まえてという形になりますけれども、実行計画を作るという位置付けでございます。

次の2ページ目に、それはどういったものを盛り込むのかということをこの表に示してございます。

実際には、先ほど一義的には区市町村で処理していただくという話を申し上げさせていただきましたけれども、区市町村で定めていただく実行計画の中には、被害状況やどの程度の災害廃棄物が発生するのかという見込み、その処理方針、役割分担、更には業務計画とか処理方法を全般的に書いていただく計画を作り、区市町村の共同組織においても同様の計画を作っていただくことが前提ではないかと思っております。

それに対して、東京都が想定する災害廃棄物処理実行計画は、先ほど、小規模、中規模、大規模と分けて説明させていただきましたけれども、局所的な災害、ある程度の自治体にまたがる災害が起きた場合の中規模においては、東京都が、被害状況や災害廃棄物の発生量等の情報は収集・発信していかなければならないという意味で、実行計画という形にすることになるかどうかはあるのですが、東京都がその辺りは示していくべきであるという考えでおります。

中規模災害の場合は、そこにプラス、どういった処理をしていくべきかという処理方針というものも定めていく。大規模災害になれば、当然、自治法上の受託、委託の関係も出てくることも想定されてございますので、東京都も加えた役割分担も含めた処理方法までを含む、全ての内容を含んだ実行計画をつくる形になるかと思っております。

その上の枠のところに書きましたけれども、こういった実行計画を適切に策定するようになるという意味では、処理計画に実行計画の位置付けを書くこと、ほかには、初動時における行動を規定したマニュアルを準備しておいて、そのマニュアルを受けて実際の被害の状況に応じた実行計画を策定していく段取りになるかと思っております。

3ページ、4ページは、それぞれ今回の災害廃棄物処理計画に、この実行計画の策定についてどのように書いたらいいのかということでお示ししているものでございますが、まず、3ページは「都内全体における災害廃棄物対策」と書きました。これは東京都ということだけではなくて、区市町村も含めたそれぞれの主体が、初動期において、これまでの処理計画やマニュアルを参考にして、発生量とか、被害状況、地域の実情を踏まえた実行計画を策定することとか、発災後、実行計画を策定するかどうかということは通常業務の範囲内で処理できるかどうかということによる、国が指針を策定した場合はそれを踏まえてやるといったことを計画の本文中に書いていけばいいのではないかと、案として御提示しているものでございます。

災害復旧・復興時については、そこに状況を踏まえて随時適切な実行計画の見直しを行

う。実行計画について、処理の進捗状況において数値の見直しがあった場合とか、国庫補助の対象に変更があった場合は、当然、随時見直しをするという形でございます。

4 ページは、その中で東京都がつくるべき実行計画についての記述でございます。2 つ目の●には、発災後 2 週間を目途に東京都で震災復興基本方針が出される予定でございますので、そういったものを含めて都の実行計画を策定するという位置付けになります。都の実行計画では、役割分担の明記や具体的な分別・リサイクルの方法を示して、品目ごとの処理の目標を記載していく。そして、必要に応じて区市町村や自治体の共同支援組織の実行計画の策定を支援していくということを、東京都の役割として書いていく必要があるかという案でございます。

災害復旧・復興時については、またこの見直しでございます。同様でございます。区市町村での状況や共同支援組織から必要な情報を収集して、適宜見直しをしていくという形で記載が必要ではないかと思っておるところでございます。

以上が、災害廃棄物処理実行計画を今回の計画にどう位置付けたら良いのかということで、たたき台として御用意させていただいたものでございます。

もう 1 つの資料、A 4 で 1 枚の資料 3－2 でございます。

こちらは、この処理計画そのものの見直しについてと、対策訓練、広域連携について書かせていただきました。まず、この計画そのものの見直しは、当然のごとく地域防災計画等の被害想定が改定されれば、この計画で書かれた数字が変わってきますので、計画の見直しがある。

あと、国の関連法令や指針が改定されて、新しいものを踏まえなければいけない状況になれば、当然計画の見直しをするということでございますが、これだけではなくて、先ほど平山委員からもお話がありましたが、計画をいろいろ議論していく中で、ブラッシュアップしていくべきところは当然出てくるかと思えます。都内や都道府県での新たな対応事例等があって改善が見られた場合はまた見直していくとか、この先、述べさせていただきます教育、訓練とか、演習を通じて何らかの改善が必要だということがあれば、必要に応じて見直していく必要があるのではないかと考えてございます。

その下でございますが、今、申し上げた教育、訓練、演習と書きました。災害時の対応は日頃からこういった訓練をしなければならぬかなということで、とりわけ災害廃棄物に関しての訓練は、残念ながら東京都の中ではこれまでこういった形で取り組んでいるところは不十分だと思っておりますので、しっかりと今回の計画の中で記載していく必要があるのではないかと考えてございます。

教育、訓練、演習といっても様々な方策があるかと思っております、下のほうで例示として、例えば、セミナーや講演会、意見交換会をして、普及啓発を進めていくという話もございまして、被災現場に対する視察をして、職員それぞれが実感を持って対応していくという訓練もあるかと思えます。訓練だけではなくて、実際にどういった被災があって、それに対して何をすべきかということをシミュレーション的にやっていくという意味では、演習も欠かせないのではないかと考えて、課題抽出型のワークショップとか、状況付与型のディスカッションと書かせていただきましたけれども、こういった形で、いざ災害が起きたときに何を考えなければいけないかというところからの演習をやって、それをまた計画のブラッシュアップにつなげていく必要があるのではないかと考えていると

ころでございます。

最後に、裏面でございます。広域連携についてでございます。

広域連携体制を平常時から機能するように、いわゆる環境省主導の関東ブロック協議会がございまして。こういったものに対して継続的に参画して、得られた情報を必要に応じて都内区市町村への情報共有を図っていく必要があるということでございます。既に九都県市の中では、廃棄物問題検討委員会という、廃棄物の議論をする場がございまして。関東地方知事会というところで、これは廃棄物に限っての場というところではございませんけれども、災害に関する相互応援協定がございまして、こういった中での議論をより深め、連携・構築を図っていく必要があると考えてございます。関東地方が広く被災するような地震も想定されることから、全国都市清掃会議とか、全国知事会などの組織をうまく活用したネットワークということも、平常時から想定していかなければならないかなと思ってございます。

下に示させていただきましたD. Waste-Netという、今回の熊本地震でも機能いたしました、環境省が主導してこのようにやっております、災害廃棄物の処理支援ネットワークです。専門家の先生方を交えて支援していくということの連携もより一層深めていく必要があるのではないかと考えてございます。

東京都は、今回、特別区地域と多摩地域それぞれで共同支援組織を作るという案を提示させていただいているところですが、この区市町村があつて、共同支援組織があつて、都があるというこの3層構造についても、積極的に東京都はこういった形でやっていくという情報提供していくことも、円滑な災害時の連携体制には欠かせないと思っております。

今、申し上げました資料3-1、3-2につきましては、計画の中で、計画をしっかり実効たらしめるものということで位置付けて記載していかなければならないと思っております。WGの中での議論の対象ではないところでございましたので、この部会でお諮りさせていただいているところでございますので、こちらについても御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○杉山部会長　ありがとうございました。

資料3-1、3-2、災害廃棄物部会の主な議題について御説明をいただきました。

それでは、3-1、3-2、どこからでも結構ですので、委員の皆様、御意見、御質問等がありましたら、挙手をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

お願いいたします。

○宮脇委員　自治体の共同支援組織というものをつくるということで、特別区は既に実際にそのような形で災害に関する組織ができていっているようなことを伺っているのですが、通常、特別区は、もともと中間処理等も処理施設自体が公的な一部事務組合全体でやられているということで、非常に導入しやすいという意識があるのですけれども、多摩地域になりますと、一部事務組合も複数あり、かつ、単独市も複数あり、町村も含めてですが、こういうことがあるので、別に否定的な意見ではないのですけれども、今後、何か取組をする際に、例えば、こういう場合は東京都がこれをやってくださいという形でお願いをした場合は、各市町村が主体となって集まってくるといった形になるのですよね。一部事務組合とか

というわけではないということですね。

○杉山部会長 お願いいたします。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

今、いただいた御意見の前半のところなのですが、実際、特別区については、清掃一部事務組合が特別区で全体の中間処理を束ねているところがございますが、今回のこの検討に関しては、一部事務組合もちろん検討には加わっているのですが、それは一つの自治体組織として加わっているだけで、基本は特別区それぞれの清掃の担当者が集まって組織されているものなので、一部事務組合が一体としてやっているからということとは別に、特別区のそれぞれの課長級の検討会議がございますが、そういったところで議論の機運が高まっているのかなと思ってございます。

同様に、多摩地域についても一部事務組合にもお声をかけつつ、それぞれ多摩の市町村が主体的な問題としてこれについて取り組んでいただかなければならないかなと、これはあくまでも東京都から強制する話ではなくて、提案を申し上げているところでございまして、WGの中でも、今回、多摩地域は清掃の関係の協議会の方がございまして、取りまとめは武蔵村山市さんがちょうど今年の担当であるので、WGの委員にもなっていて、一部事務組合としては西多摩衛生組合さんにWGの委員になっていただいているので、そういった意味で、こういった共同支援組織がいる旨を、両団体がいるWGで議論を進めているところでございます。

今回の計画策定の議論をすることも一つの多摩地域でそういう議論が各市町村で深まるきっかけになればと思っております。

○杉山部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○宮脇委員 ありがとうございます。

○杉山部会長 それでは、平山委員、お願いいたします。

○平山委員 すみません。まだ私の中でも整理はできていない部分はあるのですが、ちょっと多いですが、5点ばかりいきたいと思います。

1点目は、資料3-1の2ページ目の記載内容の基本的な考え方の部分なのですが、ここの真ん中の実行体制（役割分担）なのですが、これに関してどういう考え方をしていくのかというのも、今後、検討が必要かと思うのですが、より起こった直後からということを見ると、例えば、資料1での体制WGの検討の3ページ目にあるような、処理実行本部の班構成というものがあると思います。こういった班構成があったときに、処理実行計画の中にどこまで記載するのか。あるいは、自分たちの災害対策本部、処理実行本部の中にホワイトボードのようなところに張り出しておくべきものなのか、それは整理をしないといけないのですが、担当者の名前を書いていくようなフォーマットが絶対にいると思うのです。それは東京都もいますし、実際の被災している区市町村でもいると思います。例えば、個人名になるとは思います。総合調整担当は誰が担当なのか。そういうことを考えると、小規模災害のときでも、もしかするとこの東京都庁では処理実行本部まで立ち上がらないのだけれども、総務班の担当は誰々ですよみたいなものを見ると、実行体制（役割分担）に関しては、小規模災害でも東京都の中には○ではなくて△レベルでは要るのかなと。ただ、それを実行計画に記載するかどうかの検討は要ると思うのです。

が、そういう考え方で処理実行計画の中の体制に関しては整理をしていただければと。そういったものは実行計画に載せなくてもいいのだという整理がされればそれでいいと思うのですが、ちょっとそこの部分の議論をぜひ行っていただきたいと思っています。

2点目は、先ほどの処理実行本部に関連したことで、資料3-2の訓練とかに関連することなのですが、情報伝達訓練とか、防災部局等でもいろいろとされてはいるのですけれども、例えば、机の総務班のこの担当はどういう島でつくっていくのかであるとか、あるいは受援班のテーブルはどこにして、受援班と総合調整担当は近い方がいいであるとか、そういった本部のレイアウトも結構重要であって、それは机上ではわからない、つまり、具体的にやってみないとわからないところもございますので、ぜひそういったものもこの2ポツの教育、訓練及び演習の中で、そういったものを記載するのかどうかはあれなのですが、詳細なところに関しては、そういったこともぜひ御検討いただければと思っています。

3点目は、これはちょっと重たいかもしれないのですが、これもぜひ検討いただきたいのですが、特に教育、訓練、あるいは見直し等に関してですけれども、特に教育、訓練なのですが、これは計画ですので、都としての目標はないのか。例えば、今後5年間でワークショップに参加した都庁の職員と区市町村の職員を何人以上出すであるとか、そういったことも計画の中では記載するべきかとは思っているのですが、そういったことも御検討いただければと思っています。

4つ目が、これは非常に細かいところです。資料3-1の4ページ目になるのですが、災害の復旧・復興等の2つ目の●になります。実行計画において「処理の進捗に応じて発生量や処理量」とあるのですが、もう復旧・復興の段階であれば、要処理量の把握だけで十分ではないのかと思うので、発生量が復興段階で要するのかどうかというのは、記載しては御検討いただければと思っています。

最後、5点目はコメントです。実際に処理実行計画を資料3-1でまとめていただきました。資料3-2で処理計画の見直しとか、対策、訓練等についてまとめていただいていますけれども、ぜひこの演習とか、そういったものの中で、処理実行計画に関しては、環境省のガイドラインでも処理計画に基づいて策定するとなっていますので、ぜひ訓練とか演習を通じて模擬の処理実行計画を策定していくと、様々なパターンで水害のパターンであるとか、地震のパターン、あるいは東京北部、あるいは多摩地域の直下型であるとか、いろいろなパターンを模擬の処理実行計画として作っておくと、対応のときには、こういう処理実行計画の案を、前に図上演習であるとか演習のところでつくったというものがあれば、そういったものが東京都の対応力の向上につながっていくと思いますので、そういった考え方も含めて御検討いただければありがたいと思います。

長くなって申しわけないです。

○杉山部会長　ありがとうございました。

いろいろと御質問、御意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○藤井計画課長　ありがとうございました。

5点いただきまして、東京都でそれを踏まえて考えなければいけないという御指摘も多々あったので、そこについてはしっかりと考えていきたいと思いますが、ちょっと気に

なったのは1点目に御指摘いただいた実行体制のところ、班構成とか担当者の名称を決める。これは実際に本当に非常に重要なことだと私は思うのですが、これを実行計画に書くべきかどうかというところは、私どもの事務局の判断というよりは、本日、議題をお出ししていますので、先生方からの御意見を若干ここについてはいただきたいと思ってございます。

○杉山部会長　ありがとうございます。

それでは、今の班体制のところですけども、委員の皆様から、こうした方がいいのではないかという御意見、御提言等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員　その辺のところは、実行計画というものがどういう位置付けのものなのかということに関わるものだと思います。実行計画というのは、1つの災害が起きた後で、災害廃棄物の発生量がほぼつかめた段階で、それをいつまでにどういう方法で処理していきますという、それこそロードマップを示す上にこういう目標を持ってやりますというものを外向けにアピールするという形の意味合いもありますし、実際には、中の組織として、この計画どおりにきっちり進行管理とかをやりながら確実に処理を進めていくのだという形の行政側の目標としての進行管理のための計画という部分の意味合いもあって、外向けには多分最初に私が言ったほうという形になると思うのですが、中では、確実にその辺を誰がどの責任を持ってどこを管理してやるのかということがきっちり決まっていなくて、ちゃんとした計画として機能しないというのが、多分今の個人名云々という平山先生の御指摘につながってくるところだと思うのです。

なので、外向けを意識していつまでに公表する形での実行計画の位置付けを考えて、それこそ処理計画の中にそのようにして実行計画についてはこういうことをするのだということを位置付ける形になると、なかなか個人名まで当てはめて書くというのは、いわゆる行政が公開する情報として、職員の名前まで入っているような計画を出しますかという話になってしまうと思うので、ただ実際には中はちゃんときっちり当てはめて、責任者は誰で、誰が統括して、それを決めておいていかないと、ちゃんと責任分担が不明確になってうまくいかないという部分との表裏があるかと思うのです。

○杉山部会長　ありがとうございます。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員　今の関連で、私自身も今の高田委員の意見に賛同いたしますが、あと一点、例えば、どういう役割分担か、簡単に言うと連絡網みたいな形で連絡のルートがあるのかというのは、やはり全員提示しておくということは、色々な方が見たときに安心だということで、名前は入っていないのですけれども、連絡フローみたいなひな形というか、実際には本番のときにはそこに担当の職員の方が当てはめられますよという形での枠だけはお示ししておいた方がよろしいのではないかと感じています。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○新井一般廃棄物対策課長　今、平山委員から御指摘のあったことは、例えば、体制をど



うするのかということで、計画の中に体制をきちんと決められたフォーマットの中で書きますよとか、ほかの事項についても、実行計画の中でどういうものを書きますよというフォーマットみたいなものをきちんと定めておいた上で、フォーマットは定めるかどうかは別として、何を実行計画の中にきちんとどこまで書くのかということを明記した方がいいのではないかと提言という理解だったのですけれども、そのことです。

○平山委員　そうです。

○新井一般廃棄物対策課長　だから、体制だけの話ではないと受けとめたのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○平山委員　はい。ですので、本当に起こった後に関しましては、体制WGで検討を進めている処理実行本部の班構成で誰が担当していくのか。これは絶対に作らないといけないですね。そういったもので、ここの表3-1に「実行体制（役割分担）」と書いてあるので、結局、それを作ったものを入れるのかどうか。あるいは、ここの実行体制といったものに関しては、逆に、どういう班をつくりました、体制を構築しましたというだけにとどめるのか。そういうフォーマット、処理実行計画はこういうフォーマットで出しますというのは、そこは整理しておいた方がいいですよという話になります。そのように御理解いただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○藤井計画課長　すみません。私の話が下手で恐縮だったのですけれども、この実行計画に何を書くのかは、むしろ体制WGよりは本日の部会で御議論いただいた方がいいかなと思ったもので、先生方から御意見があればぜひ承って、まさに部会の中では、今、おっしゃった、連絡網をどのように作っていったらいいか、名前をどうするのかということが欠かせないということはしっかりと共通認識として我々も踏まえて、その辺に向けてマニュアルの整備ということをやっていかなければならない話だと思っていますので、そのほか、本日いただいた本部のレイアウトを意識した訓練をする、演習をした方がいいとか、至極ごもっともな意見だと承っているのですが、そういったものはしっかりと都としては考えてやっていかなければならないのですが、まさに若干重複になって恐縮なののですけれども、今回の実行計画の記述を処理計画にすることでどこまで書いたらいいのかというところは、先ほどの御意見であれば、誰々という名前を書くまでは必要ではないという御意見だったのかなと思ってございますので、円滑に各主体間の連絡がとれるような、少なくともどういう班があるという班構成の話ぐらいは実行計画に書くというイメージで、今、考えておるのですけれども、そういった中で円滑な連絡ができるような形で実行計画を書けば、あとはその連絡網をそれぞれの壁にきっちり張って動かせばいいかと思ってございますので、そういった記述でよろしいのかどうかというところの先生方の御意見をいただきましたということでございます。失礼しました。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そうしますと、実行計画の中にどのように書き込むかということについて、改めてまた各委員から御意見がございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○平山委員　言い出しっぺといえば言い出しっぺかもしれませんが、その処理実行計画と

いったものが環境省の指針であるとかガイドラインで出てきたのはここ２、３年の話ですから、その後に各被災している、要は、今年の熊本であるとか、昨年の常総であるとか、処理実行計画を作っているところはございますので、そういったところのフォーマットであるとか、そこも少し参考にされながら整理はしていった方がいいのではないかと考えています。

処理実行計画は、やはり何のために作るのかといったことが非常に重要だと思っています。もちろん処理を円滑に自分たちが実施するためにつくるのですけれども、もう一つは、処理計画をつくることによって、要は、災害対策本部長あるいは実際には環境部局の局長レベルかもしれませんが、都民に対して、我々はこうやって災害廃棄物を乗り越えるのですという広報資料の一つとしての実行計画であれば、そういった構成をしないといけないですし、区市町村等も含めて円滑に進めるためのものなのですというのがあれば、そういう中身にもなってくると思うのです。

ですので、後者、区市町村と円滑にするためであれば、例えば、処理実行体制のことに關しては、個人名も要りますし、電話番号も要ると思うのです。

ただ、それは都民に対して言うべきことかということ、それは違うと思うのです。都民に対しては、やはり我々はこれだけ頑張っているのですよというのをやはり言わないといけない。例えば、先ほどの体制WGであるような班構成も、ずっとそこに何人の職員がやって当たっていますみたいなものでも私は十分だと思っています。ですので、そういった部分でこの業務計画であるとか処理方法とか処理方針とかも含めて、基本的には私は都民に向けて、都あるいは行政がこの災害をどのように克服しているのかといったものを、専門的な観点も含めながら処理実行計画としてまとめたものと考えてべきではないか。

そういう意味からすると、これは意見なのですが、処理方針が一番上にあるべきかとは思いますが。要は、行政文書だと被害状況があってとなるのですが、やはり処理方針が一番上にあるべきだと私は思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

今、平山委員から、都民に向けてという話と、処理方針がやはり一番上にあるべきだろうという御意見もいただきましたが、そのあたりについて、いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員　私も、平山委員の御意見はもっともだと思って、賛同させていただきます。

あとは、都民に向かってのアピールというか、皆さんがどのようにして災害を乗り越えるかという形、行政が先頭に立ってという形でいいますと、処理実行計画の中には、当然ロードマップみたいなことをして、先ほどの発言の中で言いましたけれども、結局は、処理目標というか、期間ですね。何年で処理するのかという部分のところも非常に重要なキーポイントになってきます。これは要処理量をうまくつかんでいないと、期間を先にはめてしまうと、後で実際に処理しないといけない量が確定してきた時点で慌てふためく。要するに、処理期間が増えてしまった場合、おととい環境省さんの発表資料で、熊本の災害廃棄物量が急に316万トンとかという発表が出ていまして、当初は195万トンから1.5倍以上に数字がなっていたので、これは処理期間を延ばすのか、処理先を新たに開拓するというか、処理方法の幅を広げるのかどちらかをしないとつじつまが合わなくなるので、熊本県さんの処理実行計画はこれからどうするのだろうか、今、私も心配をしているのですけ

れども、そういうことにもなりかねないので、要処理量の把握は非常に重要なポイントにはなると思いますが、同時に、その処理期間、いつまでに処理を終えますということについても、処理実行計画の中の記述事項としては非常に重要なポイントになると思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員　両委員の御意見にほとんど賛同いたしましたというところなのですが、あと一つだけ、今、この体制とかというのは基本的には行政的な仕組みでの成り立ちなのですが、実際に東京都等が震災等に遭遇した場合については、先ほどの最初の処理量とかの話の観点で、破碎処理施設は民間の事業者さんがほとんどですので、そのあたりとの連携などについても、実際の実行計画を立てるところはもちろんこちらで、ここからどういう形で連絡をとっていくかというのも、少しだけわかりやすく表現されていると、逆に言うと、そういう事業団体、そういう業界の方々も、少し危機感を持って、そういうときにはかなり体制をしっかり構築しなければならないということで、当然、東京都でしたら既に産業廃棄物協会とかと連携をとられていると思うのですが、この計画の中にもそういうところを少しわかりやすく入れていくといいとは思いました。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そのほか何かございましたら、いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員　今の議論の続きというよりは、ちょっと別の話でよろしいですか。

○杉山部会長　はい。

○高田委員　資料3-2のところで、教育、訓練、演習とかというお話があるのですが、このまとめ方の話だと思うのですが、こちらの中で記述されている部分の中で、少しわかりにくいのは、行政職員個人といいますか、災害廃棄物処理に関する能力というか、これのレベルアップというか、スキルアップをするという部分のところと、組織としてとか、都として、都内全体として災害廃棄物処理に対応する対応能力を上げるための訓練、研修というものと、この人としてのスキルアップの部分と組織としての対応能力の向上の部分と、この両方が入りまじっているような気がします。

先ほど平山委員の発言の中にぜひ目標を立ててというお話もありましたけれども、要するに、個人としてそういうことができる職員の人数を増やすなり能力を向上するという部分と、組織として対応能力を向上するためにこういう訓練を定期的実施するとか何とかという部分というのも、少し頭を整理した形で記述するというか、そういう形でまとめていただければ、これは当然双方が連動したような形で全体の能力向上にはなってくると思いますが、その辺のポイントでまとめを整理していただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

今、御指摘いただきました点は何かございますか。

○藤井計画課長　個人を対象、職員を対象とする研修と組織はどこで明確に区切れるかというところは、私の中でまだ十分に整理がついていないのですが、ある意味、個人

対象とする研修も当然やりつつ、演習をやる意義は実際に顔を突き合わせて違う主体の者が話をするとところに意義があるので、そういう意味であれば、演習はまさに組織間の連携の訓練なのかなと思っていますので、そういう面では、組織間の円滑な交流という意味でものに当たるということをしかりと書かせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次に議事（４）に入らせていただきます。「今後のスケジュールについて」を事務局から御説明をお願いいたします。

○藤井計画課長　お手元では、資料４を御覧いただければと思います。

本日は、12月16日、第２回のワーキンググループでの検討状況についての部会ですが、この後、本日いただいた御指摘を踏まえて、残りの課題を両ワーキンググループで御議論、御審議いただければと思ってございまして、体制WGは1月16日、処理WGについては1月23日を予定させていただきます。

そのワーキンググループでまとめていただいたものについて、次回、この部会を2月15日に第３回ということで、それぞれのワーキンググループの検討状況を再度こちらでフィードバックをいただきまして、計画の中間まとめ案を事務局でまとめさせていただいたものを御提示したいと思ってございます。

それとあわせて、熊本地震の状況について、委員の先生方に代表で行っていただきまして、1月31日から2月1日に熊本県と熊本市の方に、現地の状況を確認していただきながら、それも含めて次回の第３回、2月15日の部会で反映させた形をとりたいと思ってございます。

年内、2月か3月かに部会で中間のまとめ案の議論をいただいた上で、廃棄物審議会総会を開催させていただいて、中間のまとめというものを御審議いただく予定で考えてございます。1か月間頂戴した中間まとめについては、パブリックコメントにかけさせていただきまして、最終的には第４回の部会で計画案をお示しして、これは年度をまたいでしまうかもしれませんが、総会で答申という形でいただければと考えてございます。

以上でございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

今後のスケジュールについて、御説明をいただきました。

今、御説明の中にもありましたけれども、熊本視察という現地視察が1月31日から2月1日にかけてございます。せっかくの大変重要な機会だと思いますので、熊本視察でぜひこれは熊本県に聞いてきてほしいという事項ですとか、その他の御意見、御質問等がございましたら、委員の皆様から頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

何か事務局でお考えになっていらっしゃることはございますか。

○藤井計画課長　この場でなくても結構なので、こちらの事務局にお寄せいただければ、行っていただける先生方と調整させていただきたいと思ってございます。

ありがとうございました。

○杉山部会長　それでは、またお気づきの点等がございましたら事務局に御連絡をいただ

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高田委員 済みません。私と今日欠席している遠藤委員は同行させていただくことになっておりますので。

○杉山部会長 よろしく願いいたします。

それでは、熊本視察だけではなく、それ以外につきまして、何かスケジュール的に御確認したいこととかがございましたら伺いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

最後に、議事（５）「その他」とございますが、各委員の先生方からここは気を付けてくださいとか、何か御指摘いただくようなことはございますでしょうか。御意見がございましたら、伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようでしたら、少し早目ですけれども、本日の議題は全て終了とさせていただきます。

最後に、事務局に進行をお返ししたいと思います。お願いいたします。

○藤井計画課長 本日も活発な御審議をいただきまして、ありがとうございました。本日いただいた内容につきましては、東京都災害廃棄物処理計画の検討を進める上で、本日いただいた内容を踏まえて、引き続き事務局でも整理させていただいて、次回にお諮りさせていただきたいと考えてございます。

これにて第２回「災害廃棄物部会」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。